

# 岩手大学名誉教授称号授与規則

平成16年4月1日 制定  
令和4年3月25日 最終改正

第1条 岩手大学（以下「本学」という。）は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第106条の規定に基づいて、本学に学長、副学長、学部長若しくは研究科長として勤務した者又は教授、准教授若しくは講師として多年勤務した者で教育上又は研究上特に功績のあった者に対し、本規則の定めるところにより岩手大学名誉教授の称号（以下「称号」という。）を授与することができる。

第2条 前条の規定により教授、准教授又は講師として多年勤務した者に対し称号を授与する場合の標準は、15年以上の教授歴（第2項第1号の換算年数を含め、本学における10年の教授歴を必要とする。）を有し、本学教授として退職した者であることを原則とする。ただし、次のいずれかに該当する者は、本文の規定にかかわらず選考することができる。

一 本学における研究業績に基づき、日本学術会議に登録されている学会の学会賞又は学会賞相当以上の賞を受賞した者

二 前号に掲げる者のほか教育上又は研究上の功績が特に顕著であった者

2 次に掲げる勤務年数（以下「年数」という。）は、それぞれの換算年数を第1項の教授歴に通算することができる。

一 本学准教授又は講師であった年数はその3分の2

二 他の大学における教授、准教授又は講師であった年数はその2分の1

三 大学共同利用機関法人における教授、准教授又は講師であった年数はその2分の1

第3条 称号の授与は、学長、副学長、各学部長、教育学研究科長、連合農学研究科長又は各教育研究施設長等の推薦に基づき、教育研究評議会の選考を経て行う。

第4条 称号を受けた者でその栄誉を汚辱する行為のあったときは、学長は、教育研究評議会の議を経てその授与を取消すものとする。

## 附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 この規則施行の際、現に国立学校設置法第3条第1項の規定による岩手大学（以下「旧岩手大学」という。）の学長、副学長、学部長、教授、助教授又は講師（常勤の者に限る。）であるものの旧岩手大学における教授歴及び第2条第2項第1号に定める換算年数は、第2条に規定するそれぞれの年数に通算するものとする。

## 附 則

この規則は、平成17年4月21日から施行する。

## 附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

（経過規定）

2 この規則の施行前の助教授又は講師（常勤の者に限る。以下次項において同じ。）としての在職は、准教授としての在職とみなす。

3 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に本学の講師として在職し、その者が施行日以後も引き続き講師として在職する間にあっては、講師としての在職は、准教授としての在職とみなす。

## 附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年5月31日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。